

福井市行政改革推進委員会について

行政改革推進委員会

1 委員会の所掌事項

- (1) 行政改革に関する指針等の策定に対し、助言、提言を行うこと。
- (2) 行政改革に関する指針等に基づく取組に対し、助言、提言を行うこと。
- (3) その他、行政改革の推進に関し、委員会が必要と認めること。

2 令和8～9年度 委員

別紙Ⅰ「令和8～9年度 福井市行政改革推進委員会 委員名簿」のとおり

3 委員会概要

設置根拠	福井市附属機関設置条例（市長の附属機関）
会規	福井市行政改革推進委員会規則（別紙2）
任期	2年以内
会議形式	公開
会議録	市ホームページにて公表（発言者名は非公表）

持続可能な財政運営専門部会

1 部会の設置背景

- ・平成30年2月の大雪により、平成29年度決算において一般会計の実質収支が赤字となったことを背景に、行政改革推進委員会の中に「財政健全化専門部会」を設置
- ・「福井市財政再建計画」（H30～R5）に掲げる水準を概ね達成したことから、名称を「持続可能な財政運営専門部会」に変更し、「福井市財政計画」（～R8）の期間中についても継続して開催。計画に係る取組や達成状況について、評価・意見をいただきながら、収支均衡した財政構造の確立と計画的な財政調整基金の積立を目指すもの。

（設置根拠：「福井市行政改革推進委員会規則」より抜粋）

「第6条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者(以下「内部委員」という。)及び必要に応じて専門的事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者(以下「専門委員」という。)をもって組織する。」

令和 8 ～ 9 年度 福井市行政改革推進委員会 委員名簿

氏 名	所 属	初就任年度
イノウエ タケシ 井上 武史	東洋大学	平成 2 8 年度
カゲヤマ ナオ ヒ 景山 直恵	デザインコンサルティング会社 「アーチザン&パートナーズ」	令和 6 年度
タケガワ ミツル 竹川 充	福井大学	令和 4 年度
タケナカ シノブ 竹中 忍	福井県 DX 推進アドバイザー 総務省 地域情報化アドバイザー	令和 8 年度
タムラ ヨウコ 田村 洋子	福井市連合婦人会	平成 2 3 年度
マエダ ソウイチロウ 前田 聰一郎	「株式会社 Idea Craft」 総務省 地域情報化アドバイザー	令和 4 年度
ミテラ ジュン 三寺 潤	福井工業大学	令和 4 年度
ミヤシタ アイコ 宮下 麻衣子	キャリアコンサルティング会社「Promeni」	令和 6 年度
ヤスオカ キョシ 安岡 清至	福井商工会議所	令和 8 年度
ヤマザキ エイイチ 山崎 栄一	福井市自治会連合会	令和 6 年度

(敬称略、五十音順)

福井市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第4条の規定に基づき、福井市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。

(専門部会の設置)

第6条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者（以下「内部委員」という。）及び必要に応じて専門的事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者（以下「専門委員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、内部委員及び専門委員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 内部委員及び専門委員は、その者の指名又は委嘱に係る専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市長公室総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。